

令和2年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 1 月 27 日（月曜日）

議 事 日 程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）
請負契約の一部を変更する契約の締結について

第4 議案第2号 令和元年度小鳩保育所移転整備事業（建築主体）請負契約の締結につ
いて

第5 議案第3号 令和元年度小鳩保育所移転整備事業（木材購入）売買契約の締結につ
いて

第6 閉会中の継続調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第6まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（16名）

1 番	酒 井 祥 成 君	2 番	楨 野 章 君
3 番	林 健 三 君	4 番	古 谷 幹 夫 君
5 番	緒 方 正 綱 君	6 番	武 田 秀 義 君
7 番	吉 村 アツ子 君	8 番	味 元 和 義 君
9 番	水 間 淳 一 君	10 番	中 屋 康 君
11 番	岩 井 優之介 君	12 番	田 邊 哲 夫 君
13 番	堀 本 伸 一 君	14 番	村 井 眞 菜 君
15 番	橋 本 章 央 君	16 番	下 元 昇 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	政 策 監	浜 田 章 克 君
会 計 管 理 者	樋 口 寛 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清 藤 泰 彦 君
危機管理課長	川 上 武 史 君	企 画 課 長	山 本 康 雄 君
農林水産課長	池 上 康 一 君	にぎわい創出課長	植 村 有 三 君
税 務 課 長	松 田 好 文 君	町 民 課 長	本 山 桂 三 君
建 設 課 長	吉 岡 範 満 君	健康福祉課長	野 村 和 弘 君
環境水道課長	宮 本 彰 一 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
大正・十和診療所事務長	川 村 裕 之 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

事 務 局 長	長谷部 卓 也 君	次 長	三 宮 佳 子 君
書 記	友 永 龍 二 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時30分 開会

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 1 回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3 番林健三君及び12番田邊哲夫君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の 1 月24日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

1 番、議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 改めましておはようございます。

去る 1 月24日に議会運営委員会を開催し、会期日程については本日 1 日限りと決定しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告は本日 1 日間であります。

お諮りします。

令和 2 年第 1 回臨時会の会期は委員長報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 2 年第 1 回臨時会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 3、議案第 1 号平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めましておはようございます。令和2年初議会ということでございますので、ちょっとご挨拶させていただきます。

本当に今年は新年早々大変良い天気にも恵まれましたけれども、ここ中旬以降は大変天気が悪い、ぐずつく天気でございます。こういう年は非常に荒れるとも聞いておりますけれども、是非町民の皆さん方が安全で健康な生活が送れますように心よりご祈念を申し上げる次第でございます。

また、皆さん方にもどうかよろしく願いを申し上げます。

それでは、議案の説明に入りたいと思います。

議案第1号平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、昨年6月13日に議決をいただきました平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事のうち、建築主体工事に係る請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、主に三点の事情変更によるものでございまして、まず一点目は、当初、空調室外機等をアスファルト舗装上に直付けする計画でありましたが、機器の荷重に対する舗装面の沈下等の影響を考慮いたしまして、設備の据付範囲にコンクリート犬走りを施工するものでございます。

二点目といたしましては、敷地内水道管を町道側に再敷設することに伴う道路境界側基礎掘削工事の結果、道路側の崩落を防ぐため、コンクリート土留め工事が必要となったものでございます。

三点目といたしまして、当初の請負契約では消費税及び地方消費税の税率を8%としておりましたが、昨年10月の税率改正に伴いまして税率を10%に変更いたします。

これらの変更に伴いまして、当初の請負代金額を752万2,800円増額する変更契約を締結するものでございまして、変更後の請負代金総額は1億9,587万4,800円となります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第1号について質問してみたいと思いますけれども、今、町長から変更の内容について三点ほど挙げられました。

まず、空調機器の外に設置をする計画であって、直接アスファルトの上に室外機を置く予定であったけれども、沈下する恐れがあるという答弁ですが、室外機の重さというものは、いかほどの室外機を設置するのか。普通、常識的に、家のもそうですけども、当然、室外機は普通設置しますわね。

素人で考えたって、地盤沈下するほどのそれほどの室外機を据え付けるかよというのが一つの疑問点。じゃあ、車よりも重たいものかなと。車を停めるたびに沈下するんでしょうかね、同じような舗装で。どれだけの室外機、荷重がかかるようなものを設置するのか、非常にこれは疑問に思う。そんな設計の仕方って、普通は考えられませんよ。急遽、室外機を設置するということであればまだ変更の余地もありますが、当初から室外機を設置する計画であったものを地盤沈下がするので犬走りを設置するというような、そんないかに設計はないと私は思いますが、どれだけの室外機を設置するのか、お答えください。

それと、消費税の関係ですが、当然、この契約締結時には10月から消費税が8%から10%に上がるのは、もう恐らく情勢的には国会の政党間の情勢を見たときに10%に上がることは想定できました。町長、自分が家を建てるときに、できるだけ、消費税が上がるやったら早目に契約をして家を建てろとするのが普通の考えです。じゃあ、途中から上がったから、この金額が消費税に伴うのが390万円ですが、これは当初の請負金額の8%から10%の2%の差額分という計算式なのかなのかな。

当然、請負契約、例えば私が社長で請け負ったら、10月に資材代が2%上がる。当然、事前に資材の業者と契約をして、この金額で搬入してほしいという契約をしたと思うんですね。この390万円は当初の8%から2%分の増額の金額であるのかなのかな、非常に疑問です、内容が。6月の契約ですので、当然、資材等については普通はしっかりと購入をしていると思うんですね、契約を。当然、10月以降、人件費等に係るものについては消費税うんぬん、増額分払うことは、それは可能でしょう。しかし、当初の2%分全部吹っかけた金額かどうか分かりませんが、そうではないかなと思って、私は質問しますが、どういう計算でやっているのか。じゃあ今まで9月30日までの契約について、10月以降の完了工事については全て2%分増額してきたんでしょうか。その点について併せてお答えください。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。二点ご質問いただきました。

一点目が室外機の関係の、ここで言いますと、主な変更内容のところの犬走り施工の関連でございます。一般的に室外機に関しましては、これは、全体に何キロというよりも、個々で言いますと、一般家庭でありましたら30kgから50kgぐらいだというふうに認識をしておりますが、今回業務用ということで、140kg前後のような室外機を各室外に、室外機のみではございませんけれども、設置をしていくということでございます。

当初は、できるだけ事業費を抑えたいということもございまして、そのまま直付けをするということにしていましてけれども、長期間、この後、工場としては稼働していきます。その設計業者の中でも長期間使えばこういった負荷がかかるということでございましたので、施主であります町と、使用者でありますあぐり窪川等とも協議し、このような形で今回、犬走り施工を行いまして、重い負荷に耐えるということで変更ということでございます。

もう一点、消費税の関連でございます。消費税のほうは、ご存じのとおり昨年10月1日を境に原則として8%が10%になったというところでございます。今回の契約、当初につきましては、4月、5月を挟みまして、各自治体で契約を8%にするのか、それとも10%を見込んでするのかということで、いろんな思案がございましたけれども、一定、当町の場合は高知県のほうがどのようにするかというところで、4月に入札公告をしたものについてはひとまず8%でということがございましたので、それに準拠いたしまして、建築主体につきましては4月に公告いたしましたので、一旦8%で契約をしてということで進めてきたところでございます。

当然、ご指摘のように、10月1日を境にということでございますので、本来であれば10月1日の直前か直後に変更契約ということになると思いますけれども、その当時に今回お示しをしております直接的な工事について幾つか修正点、変更点があるということでございましたので、それをもって一括して議会のほうに上程をさせていただくという方針で今回、上げさせていただいたところでございます。

実際、できればもっと早くというところでしたが、今回の機会にということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

実際の金額につきましては、全体の8%から10%ということでございまして、内容としては工期が2月末でございますので、その契約の期間中に上げるということで全体的に

2%の増額というふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただきましたが、理解に苦しみます。

一点、その室外機の点ですが、140kgくらいだということですね。この内容を見ると、犬走りを26m新たに工事をするということですね。室外機をこれほど全面にやることはないわけですね。普通、一般的に幾ら大きくても1基当たり室外機が1m四方を超えることは普通はないのではないかなと私は想定しています。例えば、直付けであったものが140kgというのはもう当初からこれも分かっているものですね。室外機、急に40kgから百何十kgに変えたがではないでしょう。ないはずですよ。それを途中になって地盤沈下が起こるのでという話が通用しますか。

例えば1基1m四方、そこへコンクリートを打てばいいんでしょう。なぜ26m50cmも工事を追加せないかんがですか。何基据えますか、室外機は。その㎡は1基当たりどれぐらいになりますか。変えるのであればそこだけでいいんじゃないですか。26m50cmも犬走りを打たないかん理由、ついでに打とうかということじゃないですか。皆さんの税金を使って工事をやるわけですよ。そこら辺の認識、理由をお答えください。何基据えるのか。1基当たりの何㎡なのか、室外機。お答えください。

それと、消費税の関係ですが、これも不可解じゃありませんか。例えば、当然、工事を始めると、工事写真、完成写真をそれぞれ撮るわけですね。9月30日までに済んだ工事は8%の税率で資材を購入し実施をしているわけですよ。10月1日以降に資材等について購入した場合は2%分の増額が必要でしょう。6月以降、3か月の間に主な資材は購入をしているはずですよ。それを、10月に2%上がったから当初の計画に2%上乗せする消費税分追加については、これは町民は納得しませんし、私も納得しません。それをどう、町長、お答えしますか。普通は考えられませんよ。個人のことを考えてください。皆さん、必死に10月1日から消費税が上がるので、事前にできるだけ上がる分を抑えようと思って、必死に買っているわけですよ。それを税金だからいいかげんに当初の計画に2%分上乗せすればいいという、そんな考え方は通用しますか。その点、再度お答えください。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。室外機についてでございますが、今現状、手元の資料として何基ということと面積については把握はできていないところでござ

ざいますが、全体の位置図的にこのメートルが必要であるということは我々も確認をしているところでございます。議員ご指摘のとおり、当初にその部分が精査できてないという、そのご指摘については、私たちも今後反省点として考えていかないといけないというところでございますけれども、こういった大型の事業につきましては、途中でそういった協議をしながら進めていくということも一定あると思いますので、そういった意味での今回の変更契約ということでご理解いただければというふうに認識をしております。

消費税についてでございます。消費税については、最終的には契約が終了するまでに変更するということになっているというふうに認識をしております。実際は、資材の購入とか、事業者がやっている部分、ございますけれども、最終的に町と事業者との契約につきましては、完了するまでに変更契約をすればいいものというふうに認識をしておるところでございます。

当然、先ほど申しましたように、10月1日を境に10%になっているとみなされるものではありますけれども、この部分について議会への上程が遅れたことにつきましては大変遺憾に思っておりますので、そのあたり、今後の反省点としてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長が答えるので、担当課長に質問するような形になるわけですが、町長、私は町長に質問しているつもりです。担当課長が答弁するので、仕方なく担当課長に指摘をするわけですが。

再々言いますけれども、普通は、資材等については、恐らく購入していると思うんですね。ましてや契約は資材業者と交わしているはずながですよ。だから、9月末までに資材等購入をしている場合については、それは8%で済むのではないかというのが私の単純な考え方ながですね。10月以降、人件費は変わります。当然、コンクリートの資材を、算出する場合は10月以降はそれは10%でしょう。しかし、メインの鉄骨等資材については恐らく契約を交わして8%でやっていると思います。私が社長であれば必ずそうします。

それを、10%に上がったから、はい、全て当初の2%分増加するというのは普通は考えられません。そうではないですか、町長。さっき言いましたけれども、自分の家を建てる場合にできるだけ早目に契約を交わして、この金額でやってくれよということで進めると思うんですよ。

ただ、もう少し、税金を使う公共工事についてはそういう姿勢で臨まんと、苦しい生活をしている町民の方々に対しては私は申し訳ないという思いです。

それと、室外機の件は適当に答弁されましたけれども、26.5mが必要だという答弁でしたけれども、何で室外機、そんなに26.5m分全て室外機そこへ設置するがですか。そういうことは正確に答えてもらわんと困るがですよ。その部分だけ、例えばアスファルトを剥がしてコンクリートの基礎を打てばいいがじゃないですか、素人考えでは。それを、ついでに26.5mもやろうでという、そんな軽々しい変更契約であっていいのかというのが私の怒りの質問ですよ。

もう少し慎重な変更をしてもらいたいのと、併せて、担当課長も言いましたように、10月1日の変更ながですね、消費税は。12月議会で、これも変更届、この工事請負は議案としてできるんですよ。それを遅らす、臨時議会にわざわざ持ってくるというのもあまりにも議会を軽視しています。

併せて、先ほど一回目、二回目言いましたけれども、10月1日までの工事契約の中で、10月以降の完成の工事については全て消費税は8%から10%に、2%分増額の契約を交わしてきたのかどうなのか。もうこれ以上質問できませんので、答弁がなかったので、併せて、ついでですが、構わなければ、去年の9月までの発注工事、については2%分の増額、契約をし直したかどうなのか。その点について答えてもらいたいですが、質問はしっかりと答えてくださいね。室外機を何基据えるのか。室外機の部分だけアスファルトを剥がしてコンクリートを打つことはできなかったのかどうなのかについても、正確な答弁をくださいね。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。室外機につきましては、直接、今回、議案ではなかったものですから、機械のほうということで、資料が手元にございせん。少しお時間をいただきましてお答えをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 12番議員から、消費税含めて室外機もろもろ質問がありましたけれども、まず消費税の取扱いと工事竣工に伴う2%増額の考え方がありますが、冒頭、農林水産課長から申しあげましたように、今回の公告を4月、確か25日前後に公告を打っています。それで、その時点では消費税の動向が不明確でありましたので、8%で公告を打っ

ています。4月末に県のほうから消費税の取扱いについての文書が発出をされております。その内容というのは、竣工が10月以降になるものについては全て消費税を2%上乗せをすることということになっておりますので、この結果、先ほどのご質問にありましたように、その他の工事については全て2%増額ということで対応をしているということであります。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） その消費税の関係です。6月13日に締結ですね、この工事。それで、池上課長は、全体で消費税分2%の増額をすると。9月30日までのその進捗状況、そこまで終わった工事、今、12番議員が資材云々とか言いましたが、これについては一概に一挙に搬入できるものが全部あるとは限りませんが、その工事の進捗率に対して、それに対しても9月30日までの出来高に対して2%を掛けるのかどうか。それについて、今、課長答弁では2%掛けて、増額していると言いましたけど、これは本当におかしいんじゃないですか。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。進捗状況の中で消費税率はどうかというお話をいただきましたけれども、基本的には1本の契約の中でこの期間、全体が8%から10%になるというふうに認識をしております。出来高に対してどうこうというようなことについては、こちらとしては認識をしていないというところでございます。

○議長（下元昇君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） それは、認識といっても、それは認識不足です。終わったものに対して、もう9月30日までは8%で消費税は動いています。その終わったものに対して10%を掛けるということが疑問なんです。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 先ほど12番議員の質問の中でもお答えしましたように、10月以降に工事の竣工がかかるものについては全て2%を発注者側が予算化の措置をするというふうに考えておりますし、それから、一点、お答えが抜かっておりました。確かに12月議会です。こうした消費税増額に伴う請負契約議案を提案することは可能でありましたけども、まだまだ12月ということになると、今回ご指摘をいただいた土留め工事でありますとか、犬

走り施工その他もろもろ大変小さい工事の変更がっておりますので、そういったところを精算金額に近いところで請負契約の変更をしたいということで、今回の臨時議会でのご提案になったということでもあります。決して意図的に遅らせたということではありませんので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（下元昇君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 県からの指示でという答弁がございました。この消費税に対して、その請負工事、特に10月以降の発注ということについては消費税10%というのは分かるんですが、進行中の工事について、その消費税の問題というのは課内の中で議論に上がったのかどうか。ちょっとそれだけ。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 課内での議論ということではありますが、当然、発注に際しては農林水産課と執行部で調整もしておりますし、繰り返し申し上げておりますように、10月以降に竣工のある工事については10%の消費税で対応するというふうになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 犬走りの件なのですがけれども、私、いろんな施設をよく見るんですが、室外機を置いているところ、直でアスファルトの舗装に置いた場合は沈み込んだりとかして傾いているところもあるんですが、当然、直に置いたら舗装がやわらかい分、傾く可能性、地盤が原因というよりもそういった可能性で傾くということは想定されるわけなんですけれども、犬走りを施工して、施工した状態へ載せている施設でもその犬走りごと、要は施設と分離されて傾いてというところも結構見受けられます。これ、犬走りつけて、当然、それ置かないと沈む、140kgですので沈むんでしょうけども、犬走りごと傾く可能性、地盤が軟弱ということですが、じゃあ地盤が軟弱だとそれこそ一緒に傾くのじゃないかということも想定されると思うんですけど、その辺の協議はされたのかどうか。

それと、当初からその地盤に対して、あそこが軟弱だというのは分かっていることだと思っただんですが、事前にそういうところは計画の中で、話の中ではなかったんですか。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。地盤そのものの強化ということでご

ざいますが、この用地を整備する際に、ウルトラコラム工法というようなものがございまして、実際に地盤については全体が軟弱地盤ということもありますので、そういった強化の施工をしておるところでございまして、全体的に沈み込むということを防ぐためにそういったことをやっておりますので、今回のような室外機の件に関しましても犬走りで対応はできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） それだったら、当初の設計の計画の中でそういうところがあってしかるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。先ほど申しましたように、当初にそういった設計をすることが当然望ましいというふうに考えておりますけれども、施工が進むにつれて協議した結果、長期間で見えますと、犬走りを施工したほうが費用対効果的には上回るというか、効果的なものになるということで、長期間の使用を踏まえて、協議の上、変更ということになったところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） これから想定される地震に対しての対応ということも考えて、そこら辺はやっぱり手前からもう少し計画の中に入れて、犬走りを置いたから大丈夫ということにはならないと思うんですね。課長なんかもいろんな施設を見ておられると思うので、室外機が傾いている施設というのは結構、多分、知っているかと思うんです。だから、もう今更の話にはなるんですけども、事前に、地盤が軟弱だということも分かっておる上での設計計画で来て、ここで犬走りの対応ということでは、これはちょっと町として、計画に対して後手に回っているということですので、それに対してこういう費用がかかるということですので、もう少しその辺は、計画的に協議もしながらきちんと進めていただきたいというふうにお願いをいたします。

○議長（下元昇君） 答弁はいいですかね。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 犬走りの件でございしますが、私も元技術屋でございまして、基本的にこの設計、建築工事のほうで想定ができていなかったと思います。私が思うに

は。やはり、路盤工、それからアスファルト工においては、当然、軟化します。夏場の温度で軟化しますので、自転車のスタンドさえ掘り込んでいきます、置いておれば。だから、そういう視点で舗装のところにやはりコンクリートの犬走りを設置したというふうに、私自身は考えられますので、そういったご理解でいただければと思いますし、消費税についても、これは完全に規定されています。我々がどうのこうのじゃなくて、規定されておりますので、これはどうしようもないというところです。

ただ、消費税の取扱いについては、今後、恐らく、私の商売の経験上、それは2%の増額分については利益で扱うような精算になるというように思います。ですから、先ほど来、田邊議員が申し上げましたように、8%で資材を購入して、確かにそういうことがあると思いますが、これはそのあたり、10%増額したときに、その2%は、恐らく、私の個人的な見解でございますけども、利益へ計上するようになると、そういった取扱いがされますので、あくまで町の対応じゃなくて規定の中で動いてきた案件でございますので、そういったご理解をいただければと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 答弁が、農林水産課長からあるようです。

農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。室外機の関係の基数ということでございましたけれども、全体で申しますと、大小含めて31基となっております。占有面積についてはにわかに出すことが難しいんですけれども、図面上申しますと、幅が50cm、長さが1mぐらいのものが中心となっておりまして、全体的にこの犬走りの面積をほとんど占めてしまうというような状況であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

これより、議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立多数です。反対者、11番岩井優之介君、12番田邊哲夫君、以上です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第4、議案第2号令和元年度小鳩保育所移転整備事業（建築主体）請負契約の締結について、日程第5、議案第3号令和元年度小鳩保育所移転整備事業（木材購入）売買契約の締結について、以上、議案第2号及び議案第3号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第2号令和元年度小鳩保育所移転整備事業（建築主体）請負契約の締結について並びに議案第3号令和元年度小鳩保育所移転整備事業（木材購入）売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、十川に設置しております小鳩保育所につきましては、その場所が四万十川沿いの低地にあること、また、敷地や進入路が狭小であることから、園庭、プール、送迎用駐車スペースの確保や、災害時の避難路確保など多くの課題がありましたので、老朽化に伴う施設の更新に合わせまして移転整備をすることとしております。

事業の内容といたしましては、木造平屋建て、延べ床面積579.09㎡の園舎及び屋外倉庫の新築工事でございます。工事については町産材活用等の観点から建築主体工事、木工工事、木材購入、木製家具工事、屋外倉庫建築工事、電気設備工事、機械設備工事、厨房機器購入の八つに分離発注としており、財源につきましては、合併特例債及び施設整備事業債を活用するものとしております。

工事の入札につきましては、昨年12月3日の四万十町建設工事指名業者選定審査会にて入札方法及び参加資格者の確認をし、建築主体については地域密着型一般競争入札、その他の7件については指名競争入札等にて行うことと決定いたしました。

まず、議案第2号の建築主体工事でございますが、1月16日に一般競争入札に付しまし

た結果、株式会社田邊建設が1億5,700万円をもって落札いたしましたので、この落札価格に消費税及び地方消費税1,570万円を加えた1億7,270万円をもって請負契約を締結するものでございます。なお、入札参加者は3者でありました。

続きまして、議案第3号の木材購入につきましては、1月16日に指名競争入札に付しました結果、しまんと大正製材協同組合が2,870万1,739円をもって落札いたしましたので、この落札価格に消費税及び地方消費税287万173円を加えた3,157万1,912円をもって売買契約を締結するものでございます。なお、入札参加者は2者でありました。

以上、2件の契約を締結することにつきまして、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第2号と第3号、一緒に質問してみたいと思いますが、まず、議案第2号ですが、建築主体工事、まず工期の点からお伺いしてみたいと思います。今日が1月27日ですね。工期は、今日議決をされたら、明日1月28日から3月31日までの工期ですね、基本的には。誰もがこの工期で1億5,000万円の工事ができるはずがないと思うわけですが、あくまでもこれでやり切るという契約内容なのかどうか。

それと、町長から提案理由の説明がありましたけども、今回、地域密着型の一般競争入札で3業者が入札に参加をした。地域密着ですので、じゃあこの競争入札に参加できる業者はほかに何者あったのか。そのうちの3業者が入札したのか。いや、あくまでも資格は3業者であったのか、分かりませんので、それをお知らせ願いたいのと、落札率は98.49%、これは町長、あくまでもこれは前にもあったように、予定価格を提示した上で一般競争入札であるのか。あるとするならば、なぜこの予定価格を公示した上で入札をせないかんのか理由を、予定価格を提示せんでも昔はやっていた工事もあったような記憶もあるわけですが、最近特に予定価格の公示をしながら入札にかけるとするのは、何か理由があつてのことなのか。その点について理解できませんので、その点質問します。

それでは、議案第3号です。これは、単なる競争入札ですね。四万十町内の業者、2業

者が参加をし、しまんと大正製材協同組合が落札をされています。指名競争入札というのはあくまでも町が入札に参加しませんかというのは、この２業者の指名の中でされたのかどうか。ほかにも指名したけれども、参加する業者がなかったということなのかどうか。

それと併せて、提示されても、私には分かりませんが、普通、例えばこういった木材をこれくらい要るのでという、せめて材積等について、議会に提示をしてもらってもいいのではないかなと思います。例えば、平均、製品が立方当たり角材が幾らなのか、そこら辺の資料を提示してもらったらいいいのではないかと。ただ、請負金額がこればあであった、というのではなくて、もう少し詳細な資料も提示をしてもらえれば、そこそこ私にも分かるのではないかなと。ああ、こればあの製品が要るのかというのは必要じゃないかなと私は思いますが、確か、私の手元の資料には一切資料はないですね、そういったものは。そういったものを付けてもらえれば質問することもなかったわけですが、それについてはなせもう少しそれなりの資料を議会に提示しなかったのかな、不誠実だなと私は思いますが、その点、町長、どうお考えですか。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案第２号と３号で、五点ほど質問がありましたので、私のほうから順次お答えをしてみたいと思います。

まず、工期の３月31日という設定です。議員からもご指摘ありましたように、当然、もう残り２か月でありますので、工期内竣工は無理でありますので、今回、この議案が承認いただければ、３月の補正予算のほうで明許繰越の設定を行いますので、それで繰り越し手続を行うということになります。

それから、業者が３業者ということでありますけども、前々から申し上げておりますように、建築工事の場合、下請が6,000万円想定をされる場合には特定建設業の許可が必要ということで、その資格を有している業者はお手元の資料の３業者のみということであります。

それから、予定価格についての取扱いであります、こちらにつきましては、町の入札及び契約に関する情報の公表に関する基本方針というものを平成24年に定めております。それによりますと、建設工事あるいは物品購入委託業務については、指名通知または入札公告の際に公表をするということにしております。

ただ、請負工事が5,000万円を超える建設工事については事後公表というふうにしてい

るところです。それで、今回のこの建築主体工事については予定価格は事後公表ということになっております。

それから、議案第3号の木材調達の議案でありますけども、指名が2者だけなのかということでもありますけども、当然、指名願が毎年度上がってきておりまして、その中から今回、材積の指摘もありましたけども、約150m<sup>3</sup>近い材積が必要でありますので、そういった木材を調達できる事業所あるいは協同組合というのはこの2者という判断をして指名通知をさせていただいたところです。

それから、先ほどの材積に係る資料でありますけども、やはりそうしたところの資料の提示が議会の皆様にできなかったところについては、おわびもしていきたいと思ひますし、これからそういったところはしっかりと資料の提供ということで心がけていきたいというふうに思ひます。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 私も議案第3号、木材の購入についてお聞きをしたいと思ひます。

私たちはこの大正製材協同組合、町村合併するまでにいろんな補助事業を取り入れております。補助金、ボイラー、リフト、それから可搬機器というような補助を入れておりますが、この点について、代表者が竹内常喜氏になっちゃうと思ひます。この人は十和の製材業者じゃないかと思ひておりますが、何業者、大正製材組合にはいるのか。それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

そして、この分離発注ですけど、この木材購入、重点的に樹種としたら杉かヒノキが焦点になると思ひますが、その樹種はヒノキが多いのか、杉が多いか。それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（下元昇君） 十和町民生活課長細川理香君。

○十和町民生活課長（細川理香君） お答えします。私のほうからは、木材の種類について大体の割合ということでお答えをさせていただきます。

先ほど副町長のほうからも答弁の中で入ってきましたけども、全体的に150m<sup>3</sup>ぐらいということでお答えをしましたけれども、中の木材については設計書から私のほうが手拾いをしましたところ、ヒノキが約4割ぐらい、杉が大体6割ぐらいという形になっております。

ただ、こちらの手拾いの計算につきましても、この設計書のほうがm<sup>3</sup>で出ているものとm<sup>2</sup>で出ているものがありますので、そこのあたりが私の、素人の判断で拾った数字になっ

ておりますので、約4割と6割ということでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） お答えをします。しまんと大正製材協同組合に参加する事業所の数と言いましたか。8業者ということで、大正地区で4業者、十和地区で4業者、合計8業者ということになっております。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） ヒノキが4割と杉6割でしたか、そういうことで分かりましたが、これ、今後において2者が参入しているわけですね。大正製材協同組合とそれから高幡木材センターでしたか。今後において木材、私はこの事業についてはすごい歓迎する事業だと思っております。私個人として。ですから、今後においても木材の建て替え、またいろいろな事業が出てくるとは思いますが、この辺のことについて今後も分離発注をするのか、お聞かせをお願いします。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 今後の考え方ということでありますけども、やはり一つには100㎡という大きな材積が必要な場合には町内の製材業者の育成支援という点では必要だというふうに考えております。

ただ、今回初めての取組であります。いわゆる親となる建築主体事業者には大変多くの苦労があると思うんです。各事業所が分離発注をすることによって、スケジュール管理が非常に難しくなりますので、そういった今年度のこの事業の取組を見た上で最終的には判断をしていきたいというふうに考えております。

繰り返しになりますけども、一定の、例えば100㎡を超えるような材積が必要な場合には、今回の事例が成功事例になれば、それを踏襲はしていきたいというふうに考えています。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからは議案説明書のおわびをさせてもらいたいと思います。確かに議案説明書というのは、先ほど150㎡でございますけども、一式という表現がされておりました。非常にこれ、分かりづらいと思います。議案説明書の中でもう少し丁寧にしっかり分かるように上程させていただくということで今後は対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 関連の質問をさせていただきたいと思いますが、執行部のほうの説明で内容等については一定理解をするものですが、この使用する木材は、例えば四万十町産材に限定するのか。あるいは広く購入を、町外からも購入をするようになっているのか。そこの捉え方については一定仕様書の中でどのように示しておるのか。その点をお伺いしてみたいと思います。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議員からご指摘のありましたように、今回、この木材購入事業につきましては、仕様書の中で「四万十町産材を使用するものとする」というふうに明確に位置付けをしておりますので、全て町産材を確保するということになると思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号令和元年度小鳩保育所移転整備事業（建築主体）請負契約の締結についてを採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号令和元年度小鳩保育所移転整備事業（木材購入）売買契約の締結に

ついてを採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第6、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました、お手元に配付しております申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和2年第1回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和     年     月     日

四万十町議会議長

令和     年     月     日

四万十町議会議員

令和     年     月     日

四万十町議会議員